

検査・調査等業務従事者の身分確認  
に関する調査結果報告書

平成18年4月

総務省行政評価局

# 前 書 き

国等においては、関係法律に基づき、個人や法人を対象に各種の立入検査や統計調査等を実施している。これら検査・調査等業務に従事する者は、通常、関係法令等により、業務の実施に際しては、身分を示す証票（以下「身分証」という。）を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならないとされている。身分証の表記事項等については、関係府省がそれぞれの省令、告示、通達等で定めている。

国等が行う検査・調査等業務については、国民の価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等を背景に、検査・調査等の対象である個人や法人の理解と協力が得にくくなるなど、業務を取り巻く環境が厳しくなってきていると言われている。

このような中で、検査・調査等業務に従事する者をかたって不正を行った事例も発生したことから、国等が、検査・調査等の対象である個人や法人に対し、訪問者の身分を確認するよう注意喚起を行った例がみられる。

また、統計調査に従事する者からは、総務省の行政相談に対して、個人や法人が安心して検査・調査等に応じることができるよう、その身分証については本人かどうかを容易に確認できる表記事項等とするよう改善を求める意見が寄せられた。これについて、総務省の行政苦情救済推進会議(注)に付議し、有識者の意見を聴取した結果、統計調査に係る身分証の表記事項に限らず、国の立入検査や各種相談等に係るものを含め身分証の表記事項全般について調査する必要があるとの意見があったところである。

国等が行う検査・調査等業務において、業務が円滑に実施され、かつ、個人や法人が安心して検査・調査等に応じられる環境の整備を推進していくことが求められている。

この調査は、個人や法人が安心して検査・調査等に応じられる環境の整備を図る観点から、検査・調査等業務に従事する者の身分証の表記事項等について実態を調査し、また、行政苦情救済推進会議の意見をも踏まえ、所要の改善に資するため実施したものである。

(注) 行政苦情救済推進会議は、行政相談制度の活性化に資する観点から、総務省に申し出られた国の行政に関する苦情等のうち、行政制度及び行政運営の基本に係るものについて、高い見識を有する公平な第三者による国民的立場からの意見を聴取し、その的確かつ効率的な処理を推進することを目的として総務大臣が開催しているものである。

# 目 次

第 1	調査の目的等	1
第 2	調査結果	3
1	調査の背景事情	3
2	国等が行う立入検査に係る身分証の表記事項の充実	5
3	国が行う統計調査に係る統計調査員の身分証等の表記事項の充実	22
4	国が委嘱又は委託する相談員に係る身分証の表記事項の充実等	47

# 目 次

## 2 国等が行う立入検査に係る身分証の表記事項の充実

表 2-1	立入検査の権限及び身分証の携帯、提示義務の例	12
表 2-2	調査対象とした身分証の様式数及びその根拠	13
表 2-3	国等が行う立入検査の身分証に係る表記事項	13
表 2-4	本人確認事項に係る表記事項の実態	14
表 2-5	10年ごとにみた全府省の顔写真表記率（平均）の推移	15
表 2-6	身分証に顔写真を表記していない場合に、顔写真付きの職員証を併せて提示することとしている例	16
表 2-7	立入検査に際し、身分証と併せて職員証の携帯・提示義務を訓令で定めている例	17
表 2-8	公益事業者の身分証に係る顔写真の表記の実態	18
表 2-9	本省庁が発行する職員証に係る顔写真及び生年月日の表記の実態	18
表 2-10	調査権限事項に係る表記事項の実態	19
表 2-11	適正管理事項に係る表記事項の実態	20
表 2-12	担当部局又は担当課が同一であっても表記事項が異なっている例	21

## 3 国が行う統計調査に係る統計調査員の身分証等の表記事項の充実

表 3-1	統計調査員による指定統計調査の仕組み	29
表 3-2	統計調査の権限等及び身分証の携帯、提示義務の例	30
表 3-3	調査対象とした身分証の様式数及びその根拠	33
表 3-4	国等が行う指定統計調査における統計調査員の身分証等に係る表記事項	34
表 3-5	統計調査の対象	35
表 3-6	実地調査証に係る表記事項の実態	36
表 3-7	本人確認事項に係る表記事項の実態	37
表 3-8	統計調査員の身分証に顔写真を表記するために様式改正を行っている例	38
表 3-9	行政相談に寄せられた国勢調査員証に関する改善意見	39
表 3-10	統計調査員の身分証に関する苦情及び意見・要望の一覧	40
表 3-11	調査員管理システムの概要	42
表 3-12	調査権限事項に係る表記事項の実態	43
表 3-13	適正管理事項に係る表記事項の実態	44
表 3-14	承認統計調査に係る調査員の身分証の様式の根拠及びその表記事項	45
表 3-15	平成17年に実施された国勢調査における調査票詐取等の被害の発生状況	46

## 4 国が委嘱又は委託する相談員に係る身分証の表記事項の充実等

表 4-1	国が民間人を委嘱又は委託する相談員制度の概要	51
表 4-2	各種相談員の身分証の表記状況	52

表 4-3	都道府県における民生委員に係る身分証の発行状況	53
表 4-4	民生委員の身分証発行に関する意見等	54
表 4-5	厚生労働省が示した民生委員の身分証の様式例	55

資料

1	国等が行う立入検査に係る身分証の表記事項の整理表	56
2	国が行う統計調査に係る統計調査員の身分証等の表記事項の整理表	67
3	国が委嘱又は委託する相談員に係る身分証の表記事項の整理表	69

# 第 1 調査の目的等

## 1 目 的

この調査は、総務省の行政相談に寄せられた意見等を端緒に、国等が行う検査・調査等に個人や法人が安心して応じられる環境の整備を図る観点から、これら業務に従事する者の身分証の表記事項についてその実態を調査し、また、行政苦情救済推進会議の意見をも踏まえ、所要の改善に資するため実施するものである。

## 2 調査対象機関

### (1) 調査対象機関

内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

### (2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、事業者等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

## 4 実施時期

平成 17 年 8 月～平成 18 年 4 月

## 5 調査の対象、方法等

今回、調査対象とした国等が行う検査・調査等業務は、①国等が行う立入検査（調査、監査等を含む。）②国が行う統計調査及び③国が民間人を委嘱又は委託して行う相談等業務の 3 業務である。

これら業務に従事する者には、通常、身分証が発行されており、身分証の様式については、関係府省が、個々の検査・調査等ごとに省令・告示等（以下「省令等」という。）で定めている。

今回の調査においては、まず、上述した 3 つの種類の業務について、関係府省が省令等で定めている個々の身分証の様式等を把握し、必要と考えられる主要な表記事項の表記状況や表記することとしていない理由等を調査及び分析し、個々の身分証の表記事項の改善・充実の余地を検討した。

今回、調査及び分析の対象とした 3 つの種類の業務ごとの身分証の様式数等は、以下のとおりである。

### ① 国等が行う立入検査に係る身分証：13 府省の 496 様式

法令検索システムにより、立入検査（注）に際し、身分証の携帯・提示義務を規定している法令を把握した上で、それらを基に、身分証の様式を定めている根拠省令等を把握：349 省令等。

一つの省令で複数の様式を定めているものがあるため、その様式数は 496 様式。

(注) 司法警察職員による捜査(刑事訴訟法第189条)等は除く。

② 国が行う統計調査に係る身分証：41 様式

(内訳) i) 指定統計調査に係る実地調査証：1 府省 1 様式

ii) 指定統計調査のうち、統計調査員を設置している 28 調査に係る統計調査員の身分証：5 府省及び9 地方公共団体の 36 様式

iii) 承認統計調査のうち、調査員を用いて調査している 8 調査に係る調査員の身分証：2 府省の 4 様式

③ 国が民間人を委嘱又は委託する相談員等の身分証：3 府省の 6 制度

(内訳) 行政相談委員、保護司、人権擁護委員、民生委員・児童委員、戦傷病者相談員、戦没者遺族相談員の 6 制度

なお、参考までに抽出調査した公益事業者 60 事業者が行う検査・調査に係る身分証の様式数は、以下のとおりである。

① 電力会社の使用電力量の計量に係る身分証：9 事業者 9 様式

② ガス会社のガス計量器の検針に係る身分証：22 事業者 23 様式

③ 水道事業管理者の水道メーターの検針に係る身分証：28 事業者 29 様式

④ 日本放送協会(NHK)の受信料の集金等に係る身分証：1 事業者 1 様式

また、13 府省の本省庁が発行する職員であることを証する証明書の様式数は、19 様式である。

## 第2 調査結果

### 1 調査の背景事情

通 知 事 項	説明図表番号
<p>国等においては、一定の行政目的を達成するため、関係法律に基づき、監督上行 う各種の立入検査を、また、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 3 条及びこれに基 づく政令等による指定統計調査（注）を実施している（以下、各種の立入検査及び 指定統計調査を総称して「検査・調査」という。）。</p> <p>（注）指定統計とは、政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成 する統計であって総務大臣が指定し、その旨を公示した統計をいう。この指定統計調査におい ては、調査対象者に申告義務を課すことができ、申告義務に違反した場合には罰則が課せられ ることとなっている。</p> <p>これらの検査・調査業務に従事する者は、通常、関係法令等により、身分を示す 証票（以下「身分証」という。）を携帯し、必要に応じてこれを検査・調査対象者に 対して提示することが義務付けられている。</p> <p>また、国では、関係法律に基づいて、国民から各種の相談を受け付けたり、国民 に対して必要な援助を行ったりするため、所管大臣が民間人を相談員として委嘱し、 又はこれに委託し、全国に配置している。関係府省は、これら相談員に対し、通常、 身分証を発行している。</p> <p>これら身分証は、検査・調査等権限を有する者であること又は職務内容を対外的 に明らかにするものであり、国等が行う検査・調査及び相談等業務において、個人 や法人が安心してこれに応じられる環境整備の一つとして重要な役割を担ってい る。</p> <p>近年、国等が行う検査・調査及び相談等業務については、国民の価値観の多様化、 プライバシー意識の高まり等を背景に、これらの対象である個人や法人の理解と協 力が得られにくくなるなど、業務を取り巻く環境が厳しくなってきていると言われ ている。このような中で、一部の検査・調査においては、業務の従事者をかたって</p>	



通 知 事 項	説明図表番号
<p>不正を行った事例が発生したことから、国等が、その対象である個人や法人に対し訪問者の身分を確認するよう注意喚起を行った例がみられる。</p> <p>また、検査・調査及び相談等業務に従事する者からは、総務省の行政相談に対して、個人や法人が安心して検査・調査等に応じることができるよう、身分証については、例えば顔写真を表記するなど本人かどうかを容易に確認できるものとするよう改善を求める意見・要望も寄せられている。</p> <p>一方、これらの身分証の表記事項については、国としての統一的な方針は定められておらず、関係法令等を所管する府省がそれぞれ省令等で定めており、同一府省の同一局あるいは同一課で作成された身分証であっても、身分証の種類によって、その表記事項が異なっている例もみられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、個人や法人が安心して検査・調査及び相談等業務に応じられる環境の整備を図る観点から、国等が行う立入検査、国が行う統計調査及び国が委嘱又は委託する相談員に係るそれぞれの身分証の表記事項の実態等を調査した結果、次のような改善すべき事項がみられた。</p>	

## 2 国等が行う立入検査に係る身分証の表記事項の充実

通 知 事 項	説明図表番号
<p>国等は、一定の行政目的を達成するため、関係法律に基づき、その職員が事業者等の営業所等に、質問のため又は帳簿書類その他の物件の検査若しくは調査等のため立入検査を実施することができる。また、通常、立入検査の際、関係法律において、当該業務に従事する者は、身分証を携帯し、求められた場合は必要に応じてこれを提示しなければならないとされている。</p>	表 2 - 1
<p>各府省は、身分証の表記事項について、上述の関係法律に基づく省令、告示、通達等（以下「省令等」という。）における様式で定めている。</p>	表 2 - 2
<p>13 府省が定めている立入検査に係る身分証 496 様式を対象として、その表記事項についてみると、その主な内容は、身分証の名称、管理番号（身分証の発行、交付状況を把握・管理するための番号）、所属部局又は職名、氏名、生年月日、発行日、有効期限、顔写真、根拠法令（立入検査の権限を示す法令の内容）及び発行者の 10 事項に整理される。</p> <p>このうち、発行者を除く 9 事項について、その内容・表記目的別に整理すると、</p> <p>i) 氏名、顔写真及び生年月日は、主として立入検査業務に従事する者が本人であることを確認する事項（以下「本人確認事項」という。）として、</p> <p>ii) 身分証の名称、所属部局又は職名及び根拠法令は、主として立入検査の権限を示す事項（以下「調査権限事項」という。）として、</p> <p>iii) 管理番号、発行日及び有効期限は、主として身分証の適正な管理のために必要な事項（以下「適正管理事項」という。）として</p>	表 2 - 3
<p>表記することとされていると考えられる。</p> <p>今回、上記の本人確認事項、調査権限事項及び適正管理事項に係る表記事項について、調査対象とした身分証 496 様式ごとに表記の実態等を調査したところ、以下の状況がみられた。</p>	

通 知 事 項	説明図表番号
<p>(1) 本人確認事項について</p> <p>本人確認事項である氏名、顔写真及び生年月日についてみると、その内容は次のとおりである。</p> <p>① 氏名</p> <p>氏名については、496 様式すべてにおいて表記することとされている。</p> <p>② 顔写真</p> <p>顔写真については、氏名と一体で本人確認のための重要な情報であるとする認識の高まりにより、近年、その表記率は高まってきているものの、496 様式中表記することとされているのは 273 様式で、その表記率は 55% (パーセント)にとどまっている。</p> <p>これを府省別にみると、公正取引委員会 (4 様式)、国家公安委員会 (警察庁) (5 様式) 及び金融庁 (8 様式) は 100%、経済産業省は 92% (97 様式中 89 様式)、財務省は 90% (20 様式中 18 様式) となっている。一方、90%未満の府省は 8 府省となっており、中でも総務省は 5% (19 様式中 1 様式)、国土交通省は 16% (95 様式中 15 様式) と極めて低い表記率となっている。</p> <p>なお、顔写真の表記率が 100%である 3 府省を除く 10 府省を対象として、省令等の制定年代別の表記率を比較してみると、昭和 31 年から 40 年の 10 年間では、その表記率が 46% (70 様式中 32 様式) であったものが、平成 8 年から 17 年の 10 年間では 69% (140 様式中 96 様式) と約 1.5 倍となっており</p> <p>(注)、近年、その表記率は高まってきている。</p> <p>(注) 現時点における身分証の様式を、省令等の制定年別に整理したものであり、制定年後の改正については考慮していない。</p> <p>顔写真の表記率が 100%となっていない 10 府省を対象に、顔写真を表記することとされていない身分証について、その理由を調査したところ、9 府省においては、立入検査に際しては、身分証と顔写真が表記されている当該府</p>	<p>表 2 - 4</p> <p>資料 1</p> <p>表 2 - 5</p> <p>表 2 - 6</p>

通 知 事 項	説明図表番号
<p>省が発行する職員であることを証する証明書（以下「職員証」という。）とを併せて提示することにより調査対象者による本人確認の要求に対応している。このように、これらの府省においても、立入検査の際には、身分証によるか、職員証によるかは別として、求めがあった場合には調査対象者に対し顔写真を示すことは必要であるという認識は相当高いと認められる。</p>	
<p>また、これら 10 府省における上記の対応方法を細かくみていくと、財務省のうち国税庁では、身分証には顔写真を表記することとしていないものの、別途、「国税庁職員身分証明書等の携帯規程」（昭和 30 年 9 月 20 日国税庁訓令第 1 号）を定め、立入検査に際して、顔写真付きの身分証明書（他府省の職員証に該当）を携帯し、必要がある場合には、いつでも相手方に提示することを義務付けるとともに、この取扱いをホームページにおいて公表している。一方、それ以外の府省では、国税庁のように訓令を制定して顔写真付きの職員証の提示を義務付けておらず、事実上の行為として行われているものであり、加えて、このような対応を行っていることは公にされていない。</p>	表 2-7
<p>なお、今回、当省が抽出調査した電気、ガス、水道及びNHKの 60 の公益事業者が実施している計量器の検針等の業務を行う職員等が携帯している身分証 62 様式についてみると、そのうち、61 様式（98%）においては、身分証に顔写真を表記することとされている。また、13 府省の本省庁が発行する職員証 19 様式についてみると、すべての職員証において顔写真を表記することとされている。</p>	表 2-8
<p>本来は、身分証のみで本人確認ができるように身分証に顔写真を表記することが望ましい姿であるが、本人であることを容易に確認する方法としては、身分証と顔写真付きの職員証を併せて示すことを訓令で明記する方法も許容されると考える。</p>	表 2-9
<p>③ 生年月日</p>	

通 知 事 項	説明図表番号
<p>生年月日については、立入検査業務の従事者が、公務員で行政権限を行使する者であることから、顔写真と同様、従事者本人かどうかの同一性を確認する上で重要な要素であるものの、496 様式中表記することとされているのは 316 様式で、その表記率は 64%にとどまっている。</p> <p>なお、職員証においては、19 様式中 18 様式において表記することとされている。</p> <p>(2) 調査権限事項について</p> <p>調査権限事項である身分証の名称、所属部局又は職名及び根拠法令についてみると、その内容は次のとおりである。</p> <p>① 身分証の名称</p> <p>身分証の名称については、496 様式すべてにおいて表記することとされている。</p> <p>② 所属部局又は職名</p> <p>所属部局又は職名については、496 様式中表記することとされているのは 476 様式で、その表記率は 96%である。表記率が 100%となっていない府省は、13 府省中、文部科学省（16 様式中 2 様式は未表記。以下同じ。）、厚生労働省（107 様式中 7 様式）、農林水産省（70 様式中 7 様式）、経済産業省（97 様式中 3 様式）及び環境省（41 様式中 1 様式）の 5 府省である。</p> <p>③ 根拠法令</p> <p>根拠法令については、立入権限を規定する法令が多数で身分証にそのすべてを記載することが実行上不可能なもの 14 様式（金融庁 6 様式、財務省 6 様式、厚生労働省 1 様式、農林水産省 1 様式）を除いた 482 様式のうち、表記することとされているのは 465 様式で、その表記率は 96%である。表記率が 100%となっていない府省は、13 府省中、総務省（19 様式中 8 様式は未表記。以下同じ。）、法務省（12 様式中 2 様式）、財務省（14 様式中 1 様式）、厚生労働省（107 様式中 7 様式）の 5 府省である。</p>	<p>表 2 - 10</p> <p>資料 1</p>

通 知 事 項	説明図表番号
<p>働省（106 様式中 1 様式）、経済産業省（97 様式中 1 様式）及び国土交通省（95 様式中 4 様式）の 6 府省である。</p> <p>上述の①、②及び③の表記事項については、基本的に、各府省において必要な表記事項として認識されている。</p> <p>(3) 適正管理事項について</p> <p>適正管理事項である管理番号、発行日及び有効期限についてみると、その内容は次のとおりである。</p> <p>① 管理番号</p> <p>管理番号については、496 様式中表記することとされているのは 477 様式で、その表記率は 96% である。表記率が 100% となっていない府省は、13 府省中、法務省（12 様式中 1 様式は未表記。以下同じ。）、文部科学省（16 様式中 1 様式）、厚生労働省（107 様式中 4 様式）、農林水産省（70 様式中 1 様式）、経済産業省（97 様式中 5 様式）、国土交通省（95 様式中 2 様式）及び環境省（41 様式中 5 様式）の 7 府省である。</p> <p>② 発行日</p> <p>発行日については、496 様式中表記することとされているのは 491 様式で、その表記率は 99% である。表記率が 100% となっていない府省は、13 府省中、厚生労働省（107 様式中 2 様式は未表記。以下同じ。）、農林水産省（70 様式中 2 様式）及び国土交通省（95 様式中 1 様式）の 3 府省である。</p> <p>上述の①及び②の表記事項については、基本的に、各府省において必要な表記事項として認識されている。</p> <p>③ 有効期限</p> <p>有効期限については、496 様式中表記することとされているのは 147 様式で、その表記率は 30% にとどまっている。このため、有効期限を表記事項としている理由あるいは表記事項としていない理由について調査したところ、内閣</p>	<p>表 2 - 11</p> <p>資料 1</p>

通 知 事 項	説明図表番号
<p>府の1様式は、調査の権限行使の期間が定められていることから、有効期限を表記事項としており、それ以外の場合は、一定期間で身分証の更新を予定していることから、有効期限を表記事項としている。一方、職員の人事異動を考慮し、その都度、職務を離れた者からは身分証を返納させ、新たに職務に就いた者には新たに身分証を発行することから、有効期限を定めていないとする例もみられた。</p> <p>調査の権限行使の期間が定められている場合は、当該期間を表記する必要があるが、職員の人事異動等により、失効した身分証が発行者に返納される仕組みが確立されているなどの場合には、身分証の適正な管理がなされているか否か、その実態を把握した上で、関係府省においてこれを表記事項とするかどうかを検討すべきであると考えられる。</p> <p>(4) 上述の(1)から(3)のように、身分証の表記事項が立入検査ごとに区々となっている背景には、府省として、統一的な考え方の下で表記事項を定め、その表記状況も充実しているものが3府省（公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁）及び充実を図っているものが1府省（経済産業省）みられるが、その他の府省では、局あるいは課ごとに身分証の表記事項を定めている状況がみられること、また、同一府省の同一局あるいは同一課であっても身分証の様式の制定年が古いものについて、その後、様式の見直しが行われているものが少ないこと等がその要因の一つであると考えられる。</p> <p>したがって、関係府省は、立入検査の身分証は、かたり調査などの不正の防止や業務の円滑な実施に寄与するものであることのみならず、検査対象である個人や法人が安心して立入検査に応じられる環境の整備の一つとして重要な役割を果たすものであることから、所管する立入検査に係る個々の身分証について、以下の改善をできるだけ速やかに、かつ、計画的に推進していく必要がある。</p>	<p>表2-12</p>

通 知 事 項	説明図表番号
<p>① 本人確認事項（氏名、顔写真及び生年月日）のうち、氏名とともに従事者本人かどうかの同一性を確認する上で重要な要素である顔写真及び生年月日を表記することとしていない身分証を有する府省においては、立入検査の実施方法、実施頻度等の実態を踏まえ、身分証に顔写真及び生年月日を表記することとする見直しを行うか、又は、身分証に併せて顔写真及び生年月日付きの職員証を携行し、必要に応じて提示することを訓令で義務付けるかのいずれかの措置を講ずること。</p> <p>（内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）</p> <p>② 調査権限事項（名称、所属部局又は職名及び根拠法令）及び適正管理事項（管理番号、発行日及び有効期限）のうち、所属部局又は職名、根拠法令、管理番号及び発行日を表記することとしていない身分証を有する府省においては、例えば立入権限を規定する法令が多数で身分証にそのすべてを記載することが実行上不可能な場合など、特段の理由がある場合を除き、これらを表記することとすること。</p> <p>（総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）</p>	



表 2-1 立入検査の権限及び身分証の携帯、提示義務の例

国等は、一定の行政目的を達成するため、関係法律に基づき、その職員が立入検査を実施することができることとされ、その際、身分証を携帯し、求められた場合は必要に応じてこれを提示しなければならないものとされている。

貨物運送事業者等に対する立入検査の例

○ 立入検査の権限

貨物自動車運送事業法（平成元年十二月十九日法律第八十三号）

（報告の徴収及び立入検査）

第六十条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、貨物自動車運送事業者に対し、その事業に関し、報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地方実施機関及び全国実施機関（以下「地方実施機関等」という。）に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、試験事務に関し報告をさせることができる。

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地方実施機関等又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○ 身分証の様式の根拠

貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年七月三十日運輸省令第二十一号）

（検査員証）

第四十一条 法第六十条第六項の証明書は、第二号様式によるものとする。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は当省が付した。

表 2-2 調査対象とした身分証の様式数及びその根拠

今回、調査対象とした立入検査の身分証の様式数及びその様式を定めている根拠省令等の内訳は、次のとおりである。

(単位：様式)

様式の根拠 調査対象様式数	省令	告示	通達 (通知)
496	479	14	3

(注) 当省の調査結果による。

表 2-3 国等が行う立入検査の身分証に係る表記事項

13 府省が定めている立入検査に係る身分証 496 様式を対象として、その表記事項についてみると、その主な内容は、身分証の名称、管理番号 (身分証の発行、交付状況を把握・管理するための番号)、所属部局又は職名、氏名、生年月日、発行日、有効期限、顔写真、根拠法令 (立入検査の権限を示す法令の内容) 及び発行者の 10 事項に整理される。

このうち発行者を除く 9 事項について、その内容・表記目的別に整理してみると、次のとおりである。

区 分	本人確認事項	調査権限事項	適正管理事項
表記事項	氏名	名称	管理番号
	顔写真	所属部局又は職名	発行日
	生年月日	根拠法令	有効期限

(注) 当省の調査結果による。

表 2-4 本人確認事項に係る表記事項の実態

本人確認事項である氏名、顔写真及び生年月日についてみると、その内容は次のとおりである。

ア 氏名については、496 様式すべてにおいて表記することとされている。

イ 顔写真については、496 様式中表記することとされているのは 273 様式で、その表記率は 55%にとどまっている。

これを府省別にみると、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）及び金融庁は 100%、経済産業省は 92%、財務省は 90%となっている。一方、90%未満の府省は 8 府省となっており、中でも総務省は 5%、国土交通省は 16%と極めて低い表記率となっている。

ウ 生年月日については、496 様式中表記することとされているのは 316 様式で、その表記率は 64%にとどまっている。

(単位：様式、%)

区 分		本人確認事項					
		氏名		顔写真		生年月日	
府省名	様式数(a)	表記数(b)	表記率(b/a)	表記数(c)	表記率(c/a)	表記数(d)	表記率(d/a)
全府省	496	496	100	273	55	316	64
内閣府	2	2	100	1	50	0	0
公正取引委員会	4	4	100	4	100	4	100
国家公安委員会 (警察庁)	5	5	100	5	100	5	100
金融庁	8	8	100	8	100	8	100
総務省	19	19	100	1	5	6	32
法務省	12	12	100	7	58	9	75
財務省	20	20	100	18	90	17	85
文部科学省	16	16	100	14	88	16	100
厚生労働省	107	107	100	47	44	43	40
農林水産省	70	70	100	43	61	43	61
経済産業省	97	97	100	89	92	90	93
国土交通省	95	95	100	15	16	41	43
環境省	41	41	100	21	51	34	83

(注) 当省の調査結果による。

表 2-5 10年ごとにみた全府省の顔写真表記率（平均）の推移

顔写真の表記率が100%である3府省を除く10府省を対象として、省令等の制定年代別の表記率を比較してみると、昭和31年から40年の10年間では、その表記率が46%であったものが、平成8年からの10年間では69%と約1.5倍となっており、近年、その表記率は高まってきている。

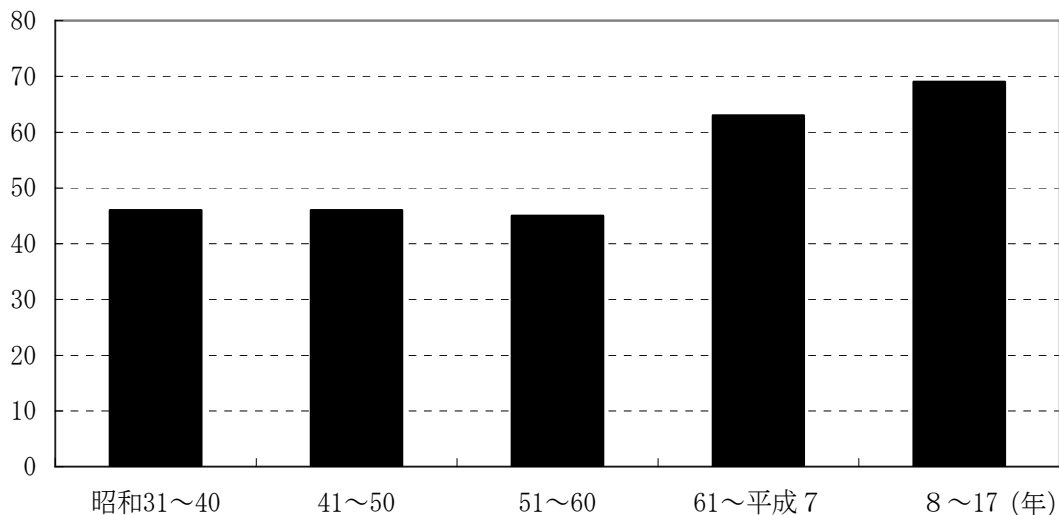
顔写真表記率（10年毎）の推移

（単位：様式、%）

項目 \ 年代	昭和31～40	41～50	51～60	61～平成7	8～17
様式数(a)	70	65	42	56	140
(a)のうち、表記することとしている様式数(b)	32	30	19	35	96
表記率(b/a)	46	46	45	63	69

(%)

10年ごとにみた顔写真の平均表記率の推移



(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、顔写真表記率が100%となっている公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）及び金融庁を除いている。

表 2-6 身分証に顔写真を表記していない場合に、顔写真付きの職員証を併せて提示することとしている例

顔写真の表記率が 100%となっていない府省について、その理由を調査したところ、立入検査に際しては、顔写真が表記されていない身分証と顔写真が表記されている当該府省が発行する職員であることを証する証明書（職員証）とを併せて提示することで、調査対象者による本人確認の要求に対応することとしている状況にある。

府省名	検査等の名称	担当部局	立入検査の従事者が本人かどうかの同一性の確認に関する意見
総務省	指定無線設備小売業者への立入検査	総合通信基盤局電波部監視管理室	当該立入検査に従事する者は総務省総合通信局の職員に限られることから、総務省職員身分証明書（顔写真付き）は常時携帯しており、当該立入検査職員証との双方を提示することで同一性の確認は可能と考えている。
法務省	保管振替機関の業務検査	民事局商事課	①検査権限を与えられたことを証明する身分証に加え、②法務省職員であることを証明する身分証を併せて提示する。
財務省	所得税に関する調査	主税局税制第一課・国税庁長官官房人事課	国税質問検査章規則に定められている書式においては、顔写真の貼付が定められていない。しかしながら、訓令(国税庁職員身分証明書等の携帯規程)で別途顔写真を貼付した身分証明書を携帯し、必要がある場合には、いつでも相手方に呈示しなければならないこととしている。
文部科学省	重要文化財の保存のための調査	文化庁文化部伝統文化課	身分証に併せて、職員証等を確認することにより、身分証を携帯している者と立入検査を行う者との同一性を確認することができる。
農林水産省	農産物等に関する調査	生産局特産振興課	職員証の提示等を行うことにより顔写真の確認は可能であると考ええる。
厚生労働省	事業主及び労働保険事務組合等への立入検査	労働基準局労働保険徴収課	検査証の提示だけで理解が得られない場合は、検査証と身分証明書（職員証）を提示し、同一であることを証明することになる。
経済産業省	フロン類破壊業者への立入検査	製造産業局オゾン層保護等推進室	経済産業省の職員身分証明書を同時に携帯しているため、確認可能である。
国土交通省	船舶の総トン数、登録又は標示に関する検査	海事局検査測度課	現状では別途携帯している職員身分証明書（顔写真入り）によって本人との同一性を確認できる。
環境省	農薬製造者等に対する立入検査	水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室	検査職員の身分証の他に別途環境省等の身分証明書を提示することで同一の人物である旨確認できる。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-7 立入検査に際し、身分証と併せて職員証の携帯・提示義務を訓令で定めている例

国税庁職員身分証明書等の携帯規程（昭和 30 年 9 月 20 日国税庁訓令第 1 号）において、公正明朗な税務の運営を期する等のため、その身分を明らかにする身分証明書を携帯し、必要がある場合には、いつでも相手方に提示することとし、その取扱いをホームページで公表している。

- 国税庁職員身分証明書等の携帯規程（昭和 30 年 9 月 20 日国税庁訓令第 1 号）（抜粋）  
（国税庁職員身分証明書および税務大学校研修生身分証明書）

第 2 条 国税庁（附属機関および地方支分部局を含む。）の職員は、公正明朗な税務の運営を期する等のため、必ずその身分を明らかにする身分証明書を携帯し、必要がある場合には、いつでも相手方に呈示しなければならない。

- 国税庁ホームページへの掲載内容（抜粋）

平成 16 年 12 月  
国 税 庁

にせ税務職員などにご注意ください

税務職員を装い、勤務先、取引銀行等を問い合わせる事例、従業者等の個人情報等を問い合わせる事例、現金を持ち去るなどの事件にご注意下さい。

納税者の皆様がこのような被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。

- 1 （省略）
- 2 税務職員が税務調査を行う場合は、質問検査章と身分証明書（顔写真ちょう付）を携帯しています。身分証明書等で所属、氏名等を確認してください。

(注) 1 国税庁の資料及びホームページに基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表 2-8 公益事業者の身分証に係る顔写真の表記の実態

今回、抽出調査した電気、ガス、水道及びNHKの60の公益事業者が実施している計量器の検針等の業務を行う職員等が携帯している身分証の顔写真の表記状況をみると、身分証62様式中61様式で表記することとされている。

(単位：様式、%)

調査項目 調査対象	調査対象 事業者数	身分証の 様式数(a)	顔写真の表記状況	
			表記数(b)	表記率(b/a)
電気会社	9	9	8	89
ガス会社	22	23	23	100
水道事業者	28	29	29	100
NHK	1	1	1	100
計	60	62	61	98

(注) 当省の調査結果による。

表 2-9 本省庁が発行する職員証に係る顔写真及び生年月日の表記の実態

今回、13府省の本省庁が発行する職員証19様式についてみると、顔写真はすべての職員証において、生年月日は18様式(95%)で表記することとされている。

(単位：様式、%)

調査項目 調査対象	職員証の 様式数(a)	表記状況			
		顔写真		生年月日	
		表記数(b)	表記率(b/a)	表記数(c)	表記率(c/a)
13府省	19	19	100%	18	95%

(注) 当省の調査結果による。

表 2-10 調査権限事項に係る表記事項の実態

調査権限事項である身分証の名称、所属部局又は職名及び根拠法令についてみると、その内容は次のとおりである。

ア 身分証の名称については、496 様式すべてにおいて表記することとされている。

イ 所属部局又は職名については、496 様式中表記することとされているのは 476 様式で、その表記率は 96%である。表記率が 100%となっていない府省は、13 府省中、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省の 5 府省である。

ウ 根拠法令については、立入権限を規定する法令が多数で身分証にそのすべてを表記することが実行上不可能なもの 14 様式（金融庁 6 様式、財務省 6 様式、厚生労働省 1 様式、農林水産省 1 様式）を除いた 482 様式中表記されているのは 465 様式で、その表記率は 96%である。表記率が 100%となっていない府省は、13 府省中、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省の 6 府省である。

(単位：様式、%)

区 分		調査権限事項					
		名称		「所属部局」又は「職名」		根拠法令	
府省名	様式数(a)	表記数(b)	表記率(b/a)	表記数(c)	表記率(c/a)	表記数(d)	表記率(d/a)
全府省	(482) 496	496	100	476	96	(465)	(96)
内閣府		2	100	2	100	2	100
公正取引委員会		4	100	4	100	4	100
国家公安委員会 (警察庁)		5	100	5	100	5	100
金融庁	(2) 8	8	100	8	100	(2)	(100)
総務省		19	100	19	100	11	58
法務省		12	100	12	100	10	83
財務省	(14) 20	20	100	20	100	(13)	(93)
文部科学省		16	100	14	88	16	100
厚生労働省	(106) 107	107	100	100	93	(105)	(99)
農林水産省	(69) 70	70	100	63	90	(69)	(100)
経済産業省		97	100	94	97	96	99
国土交通省		95	100	95	100	91	96
環境省		41	100	40	98	41	100

(注) 「様式数(a)」欄及び「根拠法令」欄の「表記数(d)」欄の( )数値は、根拠法令を表記することが事実上困難なものを除いた様式数であり、「根拠法令」欄の「表記率(d/a)」欄の( )数値は、その表記率である。

(注) 当省の調査結果による。



表 2-11 適正管理事項に係る表記事項の実態

適正管理事項である管理番号、発行日及び有効期限についてみると、その内容は次のとおりである。

ア 管理番号については、496 様式中表記することとされているのは 477 様式で、その表記率は 96% である。表記率が 100% となっていない府省は、13 府省中、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の 7 府省である。

イ 発行日については、496 様式中表記することとされているのは 491 様式で、その表記率は 99% である。表記率が 100% となっていない府省は、13 府省中、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省の 3 府省である。

ウ 有効期限については、496 様式中表記することとされているのは 147 様式で、その表記率は 30% にとどまっている。

(単位：様式、%)

区 分		適正管理事項					
		管理番号		発行日		有効期限	
府省名	様式数(a)	表記数(b)	表記率(b/a)	表記数(c)	表記率(c/a)	表記数(d)	表記率(d/a)
全府省	496	477	96	491	99	147	30
内閣府	2	2	100	2	100	2	100
公正取引委員会	4	4	100	4	100	1	25
国家公安委員会 (警察庁)	5	5	100	5	100	0	0
金融庁	8	8	100	8	100	0	0
総務省	19	19	100	19	100	13	68
法務省	12	11	92	12	100	1	8
財務省	20	20	100	20	100	2	10
文部科学省	16	15	94	16	100	0	0
厚生労働省	107	103	96	105	98	18	17
農林水産省	70	69	99	68	97	9	13
経済産業省	97	92	95	97	100	19	20
国土交通省	95	93	98	94	99	77	81
環境省	41	36	88	41	100	5	12

(注) 当省の調査結果による。

表2-12 担当部局又は担当課が同一であっても表記事項が異なっている例

身分証の表記事項が立入検査ごとに区々となっている背景には、府省として、統一的な考え方の下で表記事項を定め、その表記状況も充実しているものが3府省（公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁）及び充実を図っているものが1府省（経済産業省）みられるが、その他の府省では、局あるいは課ごとに身分証の表記事項を定めている状況がみられること、同一局あるいは同一課であっても身分証の様式の制定年が古いものについて、その後、様式の見直しが行われているものが少ないこと等がその要因の一つであると考えられる。

府省名	担当部局課名	制定年	根拠省令名	様式の根拠	身分証の名称	身分証の表記事項								
						本人確認事項		調査権限事項		適正管理事項				
						氏名	顔写真	生年月日	名称	所属部局又は職名	根拠法令	管理番号	発行日	有効期限
法務省	民事局商事課	1942	社債等登録法施行規則（昭和17年4月15日大蔵省・司法省令第1号）第53条	別表第12号様式	社債等登録法施行令第11条の規定に基づく臨検之章	○	×	×	○	○	○	○	○	×
		1984	株券等の保管及び振替に関する法律施行規則（昭和59年11月7日法務省・大蔵省令第1号）第6条の11	別紙様式	検査証票	○	×	○	○	○	○	○	○	×
厚生労働省	社会・援護局福祉基盤課	1961	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和36年8月5日厚生省令第36号）第20条	別記様式	社会福祉施設職員等退職手当共済法第23条第2項の規定による身分証明書	○	×	×	○	○	○	○	○	○
		1987	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（昭和62年12月15日厚生省令第51号）第13条	別記様式	立入検査職員身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	×
農林水産省	生産局農産振興課	1953	農業機械化促進法施行規則（昭和28年11月20日農林省令第65号）第9条	別記様式第10号	農機具検査職員の証	○	×	×	○	○	○	○	○	×
		1984	地力増進法施行規則（昭和59年8月31日農林水産省令第35号）第5条	別記様式第1号 別記様式第2号	土壌改良資材立入検査職員身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	×
環境省	環境管理水環境部水環境管理課	1971	水質汚濁防止法施行規則（昭和46年6月19日総理府・通商産業省令第2号）第11条	様式第11	水質汚濁防止法第22条第4項の規定による身分証明書	○	×	○	○	○	○	○	○	×
	環境管理水環境部水環境管理課	2005	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令について（平成17年9月20日農林水産省・環境省令第3号）	別記様式	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	×

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「○」は表記、「×」は未表記を表す。

### 3 国が行う統計調査に係る統計調査員の身分証等の表記事項の充実

通 知 事 項	説明図表番号
<p>総務省など7府省は、国民生活にとって重要で、国の基本政策決定のための検討に必要な統計を作成するため、統計法第3条に規定する指定統計調査を実施している。この指定統計調査は、国の職員、地方公共団体の職員によって実施されるほか、統計法第12条に基づき国又は地方公共団体が設置する統計調査員（民間人を非常勤の国家公務員又は地方公務員として採用）によって実施されることになっており、国が行う指定統計調査に関する事務のうち地方公共団体が行うこととされている事務の一部は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされている。</p>	表3-1
<p>統計法第13条においては、指定統計調査に従事する者等が、「指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ総務大臣の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。」とされており、職務を示す証票（以下「実地調査証」という。）については、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第5条において、その様式が定められている。</p> <p>また、統計調査員を設置して統計調査を実施する場合には、①国勢調査については国勢調査令（昭和55年政令第98号）第8条において、②国勢調査以外の指定統計調査については各統計調査規則等において、国及び地方公共団体が発行・交付する統計調査員であることを示す身分証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならないとされている。</p>	表3-2
<p>統計調査員の身分証のうち、国が設置するものについては、①国勢調査の場合は国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）において、②国勢調査以外の統計調査の場合は当該統計調査の調査員設置要領、通達等において、その様式が定められている。地方公共団体が設置するものについては、国が定めた統計調査員設置要領等における身分証の様式を参考に示しているものと、地方公共団体が独自に事務取扱要綱、行政決裁等において身分証の様式を定めているものがある。</p>	表3-3

通 知 事 項	説明図表番号
<p>なお、地方公共団体が設置する統計調査員の身分証の発行等について都道府県が行う事務は、統計法施行令第8条第2項の規定に基づき、いわゆる自治事務とされている。</p> <p>調査対象とした実地調査証（1様式）及び統計調査員の身分証（36様式。内訳：国が設置する統計調査員：5様式、地方公共団体が設置する統計調査員：31様式）の表記事項は、実地調査証又は身分証の名称、管理番号、調査名、氏名、生年月日、発行日、任命期間、顔写真、申告義務等（実地調査証にあつては根拠法令）及び発行者の10事項に整理される。このうち発行者を除く9の表記事項について、その内容・表記目的別に整理すると、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 氏名、顔写真及び生年月日は、本人確認事項として、</li> <li>ii) 名称、調査名及び申告義務等は、調査権限事項として、</li> <li>iii) 管理番号、発行日及び任命期間は、適正管理事項として</li> </ul> <p>表記することとされていると考えられる。</p>	表3-4
<p>今回、上記の本人確認事項、調査権限事項及び適正管理事項に係る表記事項について、指定統計調査（7府省が所管）に係る実地調査証1様式並びに統計調査員を設置して統計調査を実施している28の指定統計調査（5府省が所管）に係る国が設置する統計調査員の身分証5様式及び地方公共団体が設置する統計調査員の身分証31様式（抽出調査）を対象に、様式ごとに表記事項の実態等を調査したところ、以下の状況がみられた。</p>	表3-5
<p>(1) 実地調査証</p> <p>① 本人確認事項について</p> <p>本人確認事項である氏名、顔写真及び生年月日についてみると、氏名については表記することとされている。</p> <p>しかしながら、氏名と一体で調査に従事する者本人かどうかの同一性を確認する上で重要な要素である顔写真及び生年月日についてみると、両事項と</p>	表3-6 資料2

通 知 事 項	説明図表番号
<p>も表記することとされていない。</p> <p>② 調査権限事項及び適正管理事項について</p> <p>調査権限事項である名称、調査名及び根拠法令並びに適正管理事項である管理番号、発行日及び任命期間についてみると、すべての事項を表記することとされている。</p> <p>(2) 統計調査員の身分証</p> <p>① 本人確認事項について</p> <p>本人確認事項である氏名、顔写真及び生年月日についてみると、その内容は次のとおりである。</p> <p>ア 氏名</p> <p>氏名については、36 様式すべてにおいて表記することとされている。</p> <p>イ 顔写真</p> <p>氏名と一体で統計調査員本人かどうかの同一性を確認する上で重要な要素である顔写真についてみると、国が設置する統計調査員の身分証については、5 様式中表記することとされているのは 1 様式で、その表記率は 20% であり、地方公共団体が設置する統計調査員の身分証については、31 様式中表記することとされているのは 6 様式で、その表記率は 19% となっており、ともにその表記率が低い。</p> <p>なお、地方公共団体が設置する統計調査員の身分証のうち、国が身分証の様式を参考に示しているものは 13 様式あるが、このうち、顔写真を表記することとされているものは 1 様式（注）で、その表記率は 8% と極めて低い。</p> <p>（注）この 1 様式は、都道府県が統計調査員を設置して行う国民生活基礎調査であるが、厚生労働省が調査対象者の協力が得られやすい環境づくりの一環として、平成 13 年調査の際に、身分証に顔写真を表記する様式を示し、これにより作成するよう都道府県に要請したものである。</p> <p>顔写真の表記率が低いことの背景には、指定統計調査の基本である国勢</p>	<p>表 3 - 7</p> <p>資料 2</p> <p>表 3 - 8</p>

通 知 事 項	説明図表番号
<p>調査の国勢調査員証に顔写真を表記することとされていないことがその要因の一つであると考えられる。国勢調査員証の様式は、従来、実地調査証の様式に準じて定められており（総務省統計局）、昭和 54 年以前は、国勢調査の実施の都度告示されている。また、昭和 55 年以降は、55 年に制定された国勢調査施行規則で定められているが、表記事項の見直しは行われていない。</p>	
<p>また、国勢調査の実施に際しては、統計調査員本人かどうかの同一性を容易に確認できるよう国勢調査員証に顔写真を表記すべきとの行政相談が寄せられているほか、今回、9 都道府県に対する調査において、国勢調査以外の指定統計調査に係る統計調査員の身分証についても調査対象者や統計調査員から同様の改善意見・要望が寄せられている。</p>	<p>表 3－9 表 3－10</p>
<p>このような中で、埼玉県においては、平成 15 年 4 月、独自に作成している要綱を改め、県が実施する 15 の統計調査に係る調査員の身分証については、顔写真付きのものを使用することとした。</p> <p>また、都道府県等においては、身分証に顔写真を表記できない理由として、指定統計調査のうち統計調査員が多い調査については、これに要する事務負担及び費用負担を挙げているものがみられる。</p>	<p>表 3－8</p>
<p>なお、総務省統計局においては、統計調査等業務の業務・システム最適化計画において、調査員管理システムの構築が予定されており、顔写真のイメージ画像を取り込み、顔写真付き身分証を作成できるようにすることも視野に入れて検討されているところである（平成 20 年 4 月運用開始予定）。</p>	<p>表 3－11</p>
<p>ウ 生年月日</p> <p>生年月日についてみると、国が設置する統計調査員の身分証については 5 様式すべてで表記することとされておらず、また、抽出調査した地方公共団体が設置する統計調査員の身分証については、31 様式中表記すること</p>	

通 知 事 項	説明図表番号
<p>とされているのは1様式のみである。</p> <p>指定統計調査を実施している地方公共団体の中には、近年、特に個人情報保護への意識の高まりにより、統計調査員から、生年月日は個人情報であるため表記してほしくないとの意見が寄せられたことから、生年月日を表記しないよう改めたものもみられる。</p> <p>統計調査員を設置して行われる指定統計調査を適正に実施するためには、質の高い統計調査員の確保が必要不可欠であり、また、行政苦情救済推進会議における有識者の意見においても、国の立入検査における身分証とは異なり、民間人が統計調査員となっていることから、これを考慮して検討する必要があるとの意見もあった。</p> <p>以上のことから、生年月日については、調査員調査の実態等を踏まえて、関係府省において表記の要否を判断すべき事項であると考えられる。</p> <p>② 調査権限事項について</p> <p>調査権限事項である名称、調査名及び申告義務等（注）について、それぞれの表記状況をみると、名称については36様式すべてで表記することとされている。また、調査名については36様式中表記することとされているのは35様式で、その表記率は97%である。</p> <p>これら表記事項については、基本的に、関係府省及び地方公共団体において必要な表記事項として認識されている。</p> <p>また、申告義務等については、36様式中表記することとされているのは14様式で、その表記率は39%にとどまっている。しかし、この申告義務等については、調査対象者に対する調査協力を求めるための説明を容易にする事項であり、基本的調査である国勢調査の国勢調査員証においても表記事項とされているものである。</p> <p>（注）申告義務等とは、指定統計調査のため、統計法に規定する申告義務、守秘義務、目的外利用の禁止、罰則の各条項を示したものである。</p>	<p>表3-12 資料2</p>

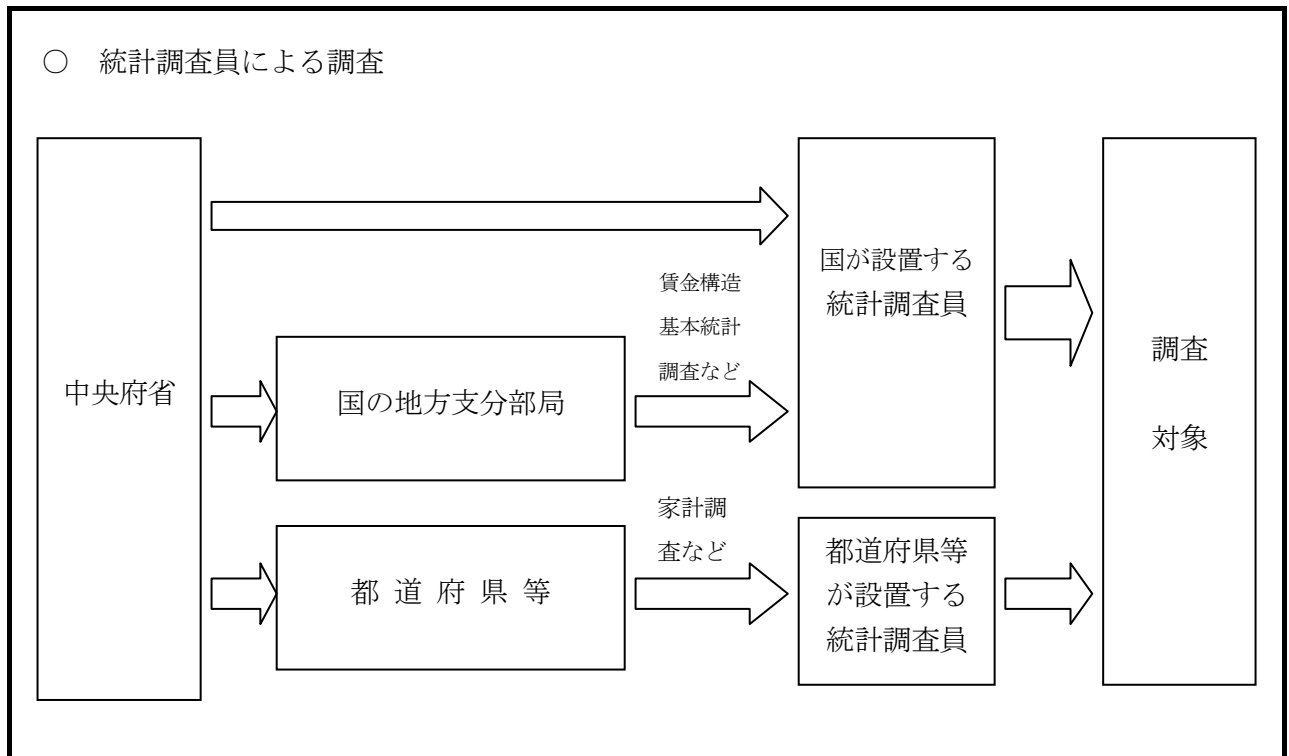
通 知 事 項	説明図表番号
<p>③ 適正管理事項について</p> <p>適正管理事項である管理番号、発行日及び任命期間について、それぞれの表記状況をみると、管理番号については36様式すべてで表記することとされている。また、発行日及び任命期間についても、ともに36様式中表記することとされているのは34様式で、その表記率は94%となっている。このように、3事項とも、関係府省及び地方公共団体において必要な表記事項として認識されている。</p> <p>なお、統計調査の一つとして、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条の規定に基づき、総務大臣の承認を得て行われているいわゆる承認統計調査のうち、今回、関係府省において調査員を用いて調査している8調査を抽出し、調査員の身分証の表記事項の実態を調査したところ、指定統計調査における統計調査員の身分証とほぼ同様の傾向がみられた。</p> <p>統計調査は、郵送やオンラインによる方法が進展してきているが、個人や法人を対象とするものについては、職員や臨時的に雇用される統計調査員が調査客体を訪問して調査する方法を採用しているものが少なくなく、このような中で、平成17年10月に実施された国勢調査においては、統計調査員を装い、個人情報を取得しようとする事例が116件（総務省統計局が都道府県等からの報告により9月23日から10月18日までの間に確認したもの）あったところである。また、統計調査員については、その身分を示すものは統計調査員の身分証のみとなっている。行政苦情救済推進会議においても、これらのことを考えると、統計調査に従事する者に係る身分証を発行する関係府省及び地方公共団体において、表記事項の一層の充実・改善を図っていく必要があるとの意見が出されたところである。</p> <p>したがって、関係府省は、個人や法人が安心して統計調査に応じられる環境の整備を図る観点から、所管する指定統計調査の統計調査員及び承認統計調査の調査員</p>	<p>表3-13</p> <p>資料2</p> <p>表3-5</p> <p>表3-14</p> <p>表3-15</p>



通 知 事 項	説明図表番号
<p>の身分証等について、以下の改善をできるだけ速やかに、かつ、計画的に推進する必要がある。</p> <p>① 統計法制を所管する総務省は、実地調査証について、顔写真及び生年月日を表記することとすること。</p> <p>② 国が設置する統計調査員の身分証について、本人確認事項（氏名、顔写真及び生年月日）として、氏名とともに従事者本人かどうかの同一性を確認する上で重要な要素である顔写真を表記することとしない府省は、これを表記することとすること。</p> <p>また、調査権限事項（名称、調査名及び申告義務等）のうち、調査名及び申告義務等を表記することとしない府省においては、これらを表記することとすること。</p> <p>（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）</p> <p>③ 都道府県等を活用して指定統計調査を行っている府省においては、統計調査員を設置する都道府県等に対し、当該府省が自ら身分証の様式を定めるか、又は、統計調査員の身分証の様式を参考に示し、都道府県等が発行する統計調査員の身分証の表記事項の充実を図るよう助言すること。</p> <p>（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）</p> <p>④ 統計法制を所管する総務省は、今後、調査員を用いて承認統計調査を実施する府省に対し、当該調査における調査員の身分証の表記事項について、当該府省又はその受託者が、国が発行する指定統計調査の統計調査員の身分証の表記事項に準じて作成することとするよう要請するとともに、要請を受けた府省は所要の措置を講ずること。</p>	

表 3-1 統計調査員による指定統計調査の仕組み

統計調査員によって行う調査は、専ら調査票の配布・収集により行うものである。この統計調査員を設置して行う統計調査は、以下のとおり3つのパターンに大別される。一つは中央府省が自ら統計調査員を設置する場合（国勢調査）、二つ目は、国の地方支分部局が統計調査員を設置する場合（賃金構造基本統計調査など）であり、三つ目は、都道府県等が統計調査員を設置する場合（家計調査など）である。



(注) 当省の調査結果による。

表 3-2 統計調査の権限等及び身分証の携帯、提示義務の例

1 実地調査証

(1) 実地調査の権限

統計法（昭和二十二年三月二十六日法律第十八号）

（実地調査）

第十三条 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者及び統計調査員は、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ総務大臣の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

（罰則）

第十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

（中略）

三 第十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

（以下、略）

(2) 実地調査証の様式の根拠

統計法施行令（昭和二十四年五月三十一日政令第百三十号）

（実地調査の証票）

第五条 法第十三条の規定による証票は、調査実施者が交付するものとし、別記様式により交付するものとする。

2 統計調査員の身分証

(1) 指定統計調査の申告義務等

統計法（昭和二十二年三月二十六日法律第十八号）

（申告義務）

第五条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

2 前項の規定により申告を命ぜられた者が、営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者若しくは成年被後見人である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代わつて、又は本人を代表して申告をする義務を負う。

（罰則）

第十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者

二 第五条の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者

（以下、略）

(2) 国が設置する統計調査員の身分証

① 国勢調査員証

ア 身分証の携帯、提示の根拠

国勢調査令（昭和五十五年四月十五日政令第九十八号）

（国勢調査指導員証及び国勢調査員証）

第八条 市町村長は、国勢調査指導員及び国勢調査員に対し、それぞれ総務省統計局長の発行する国勢調査指導員証又は国勢調査員証を交付しなければならない。

2 国勢調査指導員及び国勢調査員は、その事務を行うときは、前項の国勢調査指導員証又は国勢調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

3 第一項の国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、総務省令で定める。

イ 身分証の様式の根拠

国勢調査施行規則（昭和五十五年四月十五日総理府令第二十一号）

（国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式）

第三条 令第八条第三項の総務省令で定める国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、それぞれ別記様式第二号又は別記様式第三号とする。

② 国勢調査以外の統計調査員の身分証

ア 身分証の携帯、提示の根拠

農林水産統計に係る統計調査員等設置要領(平成14年4月1日付け13統計第1495号)

第5 統計調査員証の交付

(中略)

5 統計調査員は、農林水産統計調査に従事するときには、統計調査員証を調査対象者に見えるように身につけるものとし、他人に譲渡又は貸与してはならない。

(以下、略)

イ 身分証の様式の根拠

農林水産統計に係る統計調査員等設置要領(平成14年4月1日付け13統計第1495号)

第5 統計調査員証の交付

(中略)

2 当該統計調査員を管轄する取りまとめセンター長又はセンター長は、当該統計調査員が任命されたとき、管理システムを用いて別紙様式5の「統計調査員証」を作成し、顔写真を貼付の上、長の公印を押印・契印するほか、偽造防止の措置を講じた統計調査員証の交付を行う。

(以下、略)

(3) 地方公共団体が設置する統計調査員の身分証

① 身分証の携帯、提示の根拠

埼玉県統計調査員取扱要綱

第6 服務

(中略)

2 統計調査員は、職務に従事するときは、交付された身分証明書又は統計調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

② 身分証の様式の根拠

埼玉県統計調査員取扱要綱

第4 任免

1 任免手続き

(中略)

(3) 統計調査員には、県が実施する統計調査では埼玉県統計調査条例施行規則（昭和44年規則第19号）第4条で規定する身分証明書を、国等から委託を受けて実施する統計調査では様式第2の統計調査員証を交付する。

(以下、略)

(注) 当省の調査結果による。

表 3-3 調査対象とした身分証の様式数及びその根拠

今回、調査対象とした統計調査の身分証の様式数及びその様式を定めている根拠省令等の内訳は、次のとおりである。

(単位：様式)

対象の区分  根拠	実地調査証	調査員調査			
		指定統計調査			承認統計調査
		国が設置する統計調査員の身分証	地方公共団体が設置する統計調査員の身分証		国が身分証の様式を定めているもの
		国が身分証の様式を定めているもの	国が身分証の様式を参考に示しているもの(参考)	地方公共団体が身分証の様式を定めているもの	
政 令	1	0	0	0	0
省 令	0	1	0	0	1
告 示	0	0	0	0	0
訓 令	0	0	0	0	0
通達(通知)	0	4	1	0	1
要領(手引)	0	0	1 2	1 2	0
(決裁)	0	0	0	6	2
計	1	5	1 3	1 8	4

(参考) 統計調査員の身分証について、国が参考までに様式を示している指定統計は、以下のとおりである。

府省名	指定統計調査名	根 拠
総務省	住宅・土地統計調査	住宅・土地統計調査地方事務要領
	家計調査	家計調査事務要領
	全国消費実態調査	全国消費実態調査都道府県事務要領
厚生労働省	毎月勤労統計調査	毎月勤労統計調査手引
	薬事工業生産動態統計調査	厚生労働省医政局経済課長通知
	国民生活基礎調査	国民生活基礎調査地方機関事務要領
農林水産省	農林業センサス	農林業センサス統計調査員設置要領
	漁業センサス	漁業センサス統計調査員設置要領
経済産業省	工業統計調査	工業統計調査事務処理要領
	経済産業省生産動態統計調査	生産動態統計調査等の調査の手引
	商業統計調査	商業統計調査事務処理要領
	商業動態統計調査	商業動態統計調査事務処理要領
	特定サービス産業実態調査	特定サービス産業実態調査の手引

(注) 当省の調査結果による。

表 3-4 国等が行う指定統計調査における統計調査員の身分証等に係る表記事項

調査対象とした実地調査証（1 様式）及び統計調査員の身分証（36 様式）の表記事項は、実地調査証又は身分証の名称、管理番号、調査名、氏名、生年月日、発行日、任命期間、顔写真、申告義務等（実地調査証にあつては根拠法令）及び発行者の 10 事項に整理される。このうち、発行者を除く 9 の表記事項について、その内容・表記目的別に整理すると、次のとおりである。

区 分	本人確認事項	調査権限事項	適正管理事項
表記事項	氏名	名称	管理番号
	顔写真	調査名	発行日
	生年月日	申告義務等（根拠法令）	任命期間

（注）当省の調査結果による。

表 3-5 統計調査の対象

今回、調査の対象としたものは、56 指定統計調査のうち、管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所所在の都道府県において、統計調査員を設置して統計調査を実施している、次の 28 統計調査である。

また、承認統計調査については、周期的に実施され、かつ、調査員調査によって実施されている次の 8 統計調査である。

① 指定統計調査の対象

実施機関	指定統計調査名	実施機関	指定統計調査名
総務省	国勢調査	厚生労働省	賃金構造基本統計調査
	事業所・企業統計調査		国民生活基礎調査
	住宅・土地統計調査	農林水産省	農林業センサス
	労働力調査		漁業センサス
	小売物価統計調査		作物統計調査
	家計調査		製材統計調査
	個人企業経済調査		海面漁業生産統計調査
	就業構造基本調査		牛乳乳製品統計調査
	全国消費実態調査	経済産業省	工業統計調査
	全国物価統計調査		経済産業省生産動態統計調査
	社会生活基本調査		商業統計調査
	サービス業基本調査		商業動態統計調査
厚生労働省	毎月勤労統計調査		特定サービス産業実態調査
	薬事工業生産動態統計調査	国土交通省	自動車輸送統計調査

② 承認統計調査の対象

実施機関	承認統計調査名	実施機関	承認統計調査名
厚生労働省	国民健康・栄養調査	農林水産省	内水面漁業生産統計調査
	雇用動向調査		畜産統計調査
	就労条件総合調査		木材流通調査
農林水産省	農業構造動態調査		水産物流通調査

(注) 当省の調査結果による。



表 3-6 実地調査証に係る表記事項の実態

本人確認事項である氏名、顔写真及び生年月日についてみると、氏名については表記することとされているものの、氏名と一体で調査に従事する者本人かどうかの同一性を確認する上で重要な要素である顔写真及び生年月日については、両事項とも表記することとされていない。

調査権限事項である名称、調査名及び根拠法令並びに適正管理事項である管理番号、発行日及び任命期間について、それぞれの表記事項をみると、すべての事項を表記することとされている。

区 分	表記事項	表記状況
本人確認事項	氏名	○
	顔写真	×
	生年月日	×
調査権限事項	名称	○
	調査名	○
	根拠法令	○
適正管理事項	管理番号	○
	発行日	○
	任命期間	○

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は表記、「×」は未表記を表す。

表3-7 本人確認事項に係る表記事項の実態

本人確認事項である氏名、顔写真及び生年月日についてみると、その内容は次のとおりである。

ア 氏名については、36 様式すべてにおいて表記することとされている。

イ 顔写真については、国が設置する統計調査員の身分証については、5 様式中表記することとされているのは1 様式で、その表記率は 20%である。地方公共団体が設置する統計調査員の身分証については、31 様式中表記することとされているのは6 様式で、その表記率は 19%となっており、ともに表記率が低い状況にある。

ウ 生年月日については、国が設置する統計調査員の身分証については5 様式すべてで表記することとされておらず、地方公共団体が設置する統計調査員の身分証については、31 様式中表記することとされているのは1 様式のみである。

指定統計調査	総数		本人確認事項		
			氏名	顔写真	生年月日
全 体	様式数	36	36	7	1
	表記率(%)		100	19	3
国が設置する統計調査員の身分証	様式数	5	5	1	0
	表記率(%)		100	20	0
国勢調査施行規則（昭55.4.15総理府令第21号）により定めているもの	様式数	1	1	0	0
	表記率(%)		100	0	0
上記以外に国が身分証の様式を示しているもの	様式数	4	4	1	0
	表記率(%)		100	25	0
地方公共団体が設置する統計調査員の身分証	様式数	31	31	6	1
	表記率(%)		100	19	3
地方公共団体が身分証の様式を定めているもの	様式数	18	18	5	1
	表記率(%)		100	28	6
国が身分証の様式を参考に示しているもの	様式数	13	13	1	0
	表記率(%)		100	8	0

(注) 当省の調査結果による。

表3-8 統計調査員の身分証に顔写真を表記するために様式改正を行っている例

厚生労働省では、平成13年調査から、都道府県が統計調査員を設置している国民生活基礎調査であっても、身分証に顔写真を表記する様式を示し、これにより作成するよう都道府県に要請した。

また、埼玉県においては、平成15年4月、独自に作成している要綱を改め、県が実施する15の統計調査に係る調査員の身分証については、顔写真付きのものを使用することとした。

① 国が顔写真付きの身分証の様式を示している例

府省	統計調査の名称	改正時期	根拠	改正理由
厚生労働省	国民生活基礎調査	H13 調査から	平成13.2.22 厚生労働省大臣 官房統計情報部 から都道府県あ ての事務連絡	被調査者からの協力を得られやすい環境作りとして、調査員証等に写真を貼付する様式とした。

(参考) 国が上記の顔写真付き身分証の様式を示したことに対する都道府県等の意見

都道府県等	意見
北海道、宮城県、埼玉県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県	国から示された様式に顔写真を貼付することとされており、かつ、国から身分証の台紙が送付されているものを活用している。 また、顔写真は、統計調査員から提出してもらっており、特に経費はかかっていない。
広島市	統計調査員の身分証に顔写真が貼付されていることにより、住民及び統計調査員からの評判が良い。

(注) 当省の調査結果による。

② 地方公共団体が顔写真付きの身分証の様式に統一化を図った例

都道府県	統計調査の名称		根拠	改正理由
埼玉県 (H15.4.1 改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所・企業統計調査</li> <li>・住宅・土地統計調査</li> <li>・労働力調査</li> <li>・小売物価統計調査</li> <li>・家計調査</li> <li>・個人企業経済調査</li> <li>・全国消費実態調査</li> <li>・サービス業基本調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月勤労統計調査</li> <li>・農林業センサス</li> <li>・工業統計調査</li> <li>・経済産業省生産動態統計調査</li> <li>・商業統計調査</li> <li>・商業動態統計調査</li> <li>・特定サービス産業実態調査</li> </ul>	埼玉県 統計調査員 取扱要綱	調査対象者が統計調査員の同一性を確認し、安心して調査に応じてもらうためには、顔写真があった方がよいと判断したため

(注) 当省の調査結果による。

表 3-9 行政相談に寄せられた国勢調査員証に関する改善意見

平成 17 年 9 月 1 日から 10 月 31 日の間に、総務省の行政相談に寄せられた国勢調査に関する相談件数は、全体で 653 件であった。

このうち、230 件が国勢調査員に関するもので、その大半は国勢調査員の態度対応に関するものであるが、この中には、以下のとおり、現行の国勢調査員証に顔写真が貼付されていないため、調査員本人かどうかを容易に確認ができるよう、国勢調査員証に顔写真の貼付を求める改善意見が 3 件含まれている。

受付局所	改善意見の内容
北海道管区行政評価局	ニセ調査員が調査票を回収した事件が多発しているようなので、国勢調査員証に調査員の顔写真を表記してもらいたい。
中部管区行政評価局	国勢調査において、国勢調査員証に顔写真を掲載する等、調査員の本人確認を強化すべきである。
近畿管区行政評価局	国勢調査の調査員の本人確認や信頼性を高めるためには、顔写真のない調査員証の提示だけでは不十分なので、任命書類の写し等を住民に提供すべきである。

(注) 当省の調査結果による。

表 3-10 統計調査員の身分証に関する苦情及び意見・要望の一覧

統計調査員の身分証の顔写真表記に関し、都道府県等から聴取した意見・要望及び調査対象者から都道府県等に対し寄せられた苦情の主なものは次のとおりである。

統計調査名	府省名	苦情及び意見・要望の内容	都道府県等
住宅・土地統計調査	総務省	住民から、「住宅・土地統計調査ということで、統計調査員がきたが、本当に調査員か。」との照会があった。	岡崎市
家計調査	総務省	統計調査員が、調査前に実施する単位区世帯名簿の作成・更新の際、マンション居住の不在がちの世帯の世帯主名等を把握するために不動産管理会社に出向いたところ、「今時、民間の身分証でも顔写真が貼付されているのに、提示された統計調査員証に貼付されていないのはおかしい。本当に統計調査員かどうか分からないのに世帯主名等の個人情報の提供には応じられない」と言われ、県統計課への電話照会により、ようやく信用してもらったという事例があった。	沖縄県
事業所・企業統計調査	総務省	事業所・企業統計調査の実施に当たり、統計調査員が調査客体を訪問した際、調査員証を提示したが顔写真がないため、なかなか信用してもらえなかったことから、運転免許証を併せて提示した事例があり（時期は不明）、調査員及び調査客体から調査員証への写真貼付の要望がある。	堺市
		調査実施後に調査員（約 150 人）を集めて開催した反省会（平成 17 年 2 月）において、ほとんどの調査員から統計調査員証の様式を写真貼付としてもらいたいという要望があった。これは、調査員が調査対象事業所の訪問時に「本当に調査員なのか。」という質問を受けることが多いためである。 また、記録には残していないが、平成 16 年以降市民から約 30 件の「統計調査員証に顔写真が貼付してないので、身分確認ができない。」等の照会があった。	広島市
		記録には残していないが、平成 16 年 5 月下旬から 6 月上旬の間に 2～3 件、事業所の担当者から「調査員証に顔写真がないため、本人確認ができないので写真を貼付すべきではないか」との照会があった。	呉市
労働力調査	総務省	調査対象者から、「調査員が調査員証をもって訪ねてきたが、写真が付いていない証明書は信用できない。」と、身分証に顔写真の貼付を求める苦情があった。	愛知県
個人企業経済調査	総務省	過去において、国から示されていた調査の手引に調査員証の様式が示されていた。その様式には、写真が貼付されることとなっておらず、現在もその様式を踏襲していることから、顔写真を貼付していない。	広島県
経済産業省生産動		経済産業省生産動態統計調査、工業統計調査及び商業動態統計調査	沖縄県

態統計調査 工業統計調査 商業動態統計調査	経済産業省	の統計調査員の任期は 2 ヶ月あまりと短いことから、調査対象からの信頼を得るためには、写真がないよりはあったほうがよいと思われる。	
特定サービス産業 実態調査	経済産業省	同調査の統計調査員証は、当初、他の統計調査の統計調査員証と同様、統計課が発行する県の様式を用いることとしていた。しかし、今回の調査（平成 17 年度実施）については、経済産業省から統計調査員証台紙が調査用品として送付されたため、これを使用しており、同台紙は顔写真を貼付するものとなっていなかったことから貼付していない。なお、統計調査員が、短い任期のなかで、調査対象から信頼を獲得するためには、顔写真を貼付したほうがよいと思われる。	沖縄県
指定統計全般	総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	指定統計調査等を実施した場合、毎回、調査客体から統計調査員の身分照会が数件ある。また、各統計調査員からも統計調査の際、調査員証を調査客体に見せても顔写真がないと信用されず困っているため、顔写真付きの調査員証にしてほしい旨の要望があるほか、調査客体からも調査員の身分確認のため、顔写真付きの調査員証にするよう要望を受けている。	大阪市
		統計調査員から、調査員証に写真がないと調査客体に信用してもらえないので、顔写真付きの調査員証にしてほしい旨の要望がある。また、前回の国勢調査や最近実施した指定統計調査でも、調査客体が統計調査員を信用せず、市職員が調査客体に出向き、市役所の職員証（写真貼付）を提示のうえ統計調査の説明・協力依頼を行った事例がある。	高槻市
		統計調査員から指定統計等の調査の際、調査員証を調査客体に見せても顔写真がないと信用されず困っているため、写真貼付の調査員証にしてほしい旨の要望があるほか、調査客体からも調査員の身分確認のため、写真貼付の調査員証にするよう要望を受けている。 東大阪市では、指定統計等に係る調査員証の様式を変更できないことから、市が独自に設けている登録調査員制度（指定統計等を実施するための調査員の登録制度）に登録している登録調査員に交付する登録調査員証の様式を平成 15 年 6 月から写真貼付に変更しており、調査客体から調査員証の提示を求められた際には、指定統計等に係る調査員証と同市の登録調査員証の両方を提示することとしている。	東大阪市
		平成 15 年度大阪府市長会総務文教部会統計主催者会議でまとめられた「大阪府に対する要望」の中に、「写真付調査員証の発行」が掲げられている。	大阪府市長会
		平成 16 年度に近畿都市統計協議会から総務省統計局統計基準部長、農林水産省大臣官房統計部長及び経済産業省経済産業政策局調査統計部長に提出した「統計に関する要望書」において調査員証への写真貼付を要望している。	近畿都市統計協議会

(注) 当省の調査結果による。

表3-11 調査員管理システムの概要

総務省統計局においては、統計調査等業務の業務・システム最適化計画において、調査員管理システムの構築が予定されており、顔写真のイメージ画像を取り込み、顔写真付き身分証を作成できるようにすることも視野に入れて検討されている状況にある（平成20年4月運用開始予定）。

○ 調査員管理システムの機能仕様（案） ー抜粋ー

1 調査員管理システムの基本機能

調査員管理システムは、オンライン調査システムと連携して調査員の情報の管理を行う情報システムとして、次に掲げる基本機能を備えるものとする。

- (1) 認証機能
- (2) 調査員情報の管理機能
- (3) 調査員割当情報の管理機能
- (4) 叙勲・褒章等候補者情報の管理機能
- (5) 運用管理機能

(2は省略)

3 調査員情報の管理機能

(1) 調査員情報の管理機能

利用機関は、調査員のID、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及び顔写真イメージの画像ファイルその他の基本情報、従事した統計調査名、従事回数、実施年月その他の調査従事実績、公職歴、受賞実績、研修実績、報酬実績及び叙勲・褒章等候補者への推薦履歴の情報並びにその他任意項目の情報を各課室等単位に登録し、管理することができる。なお、利用機関は、オンライン調査システムを利用する場合において同システムに処理の完了を登録することにより、調査員管理システムを用いて管理している調査員の情報に当該調査従事実績を自動的に追加し登録することができる。

(以下、略)

4 調査員割当情報の管理機能

(1)～(10)は省略

(11) 調査員の任命

調査員の任命権限を有する経由機関又は調査実施機関は、割当情報として提出された調査員の情報に対して任命情報を設定することができる。この設定を行う場合、調査員管理システムは、割当情報を提出した経由機関に対し電子メールによりその旨を自動的に通知する。

(12) 調査員証の出力

経由機関は、(11)の機能により任命情報が設定された管轄区域内の調査員の調査員証の印刷に用いるファイルをダウンロードすることができる。(以下、略)

(注) 1 総務省統計局の資料に基づき当局で作成した。

2 下線は当省が付した。

表 3-12 調査権限事項に係る表記事項の実態

調査権限事項である名称、調査名及び申告義務等についてみると、その内容は次のとおりである。

ア 名称については、36 様式すべてにおいて表記することとされており、調査名については、36 様式中表記することとされているのは 35 様式で、その表記率は 97%である。

これらの表記事項については、表記率からみて、関係府省及び地方公共団体において必要な表記事項として認識されている状況がみられる。

イ 申告義務等については、36 様式中表記することとされているのは 14 様式で、その表記率は 39%にとどまっている。

指定統計調査	総数		調査権限事項		
			名称	調査名	申告義務等
全 体	様式数	36	36	35	14
	表記率 (%)		100	97	39
国が設置する統計調査員の身分証	様式数	5	5	4	2
	表記率 (%)		100	80	40
国勢調査施行規則（昭 55. 4. 15総理府令第21号）により定めているもの	様式数	1	1	1	1
	表記率 (%)		100	100	100
上記以外に国が身分証の様式を示しているもの	様式数	4	4	3	1
	表記率 (%)		100	75	25
地方公共団体が設置する統計調査員の身分証	様式数	31	31	31	12
	表記率 (%)		100	100	39
地方公共団体が身分証の様式を定めているもの	様式数	18	18	18	6
	表記率 (%)		100	100	33
国が身分証の様式を参考に示しているもの	様式数	13	13	13	6
	表記率 (%)		100	100	46

(注) 当省の調査結果による。



表3-13 適正管理事項に係る表記事項の実態

適正管理事項である管理番号、発行日及び任命期間についてみると、その内容は次のとおりである。

ア 管理番号については、36 様式すべてで表記することとされている。

イ 発行日及び任命期間については、ともに 36 様式中表記することとされているのは 34 様式で、その表記率は 94%となっている。

このように 3 事項とも、関係府省及び地方公共団体において必要な表記事項と認識されている状況にある。

指定統計調査	総数		適正管理事項		
			管理番号	発行日	任命期間
全 体	様式数	36	36	34	34
	表記率(%)		100	94	94
国が設置する統計調査員の身分証	様式数	5	5	5	5
	表記率(%)		100	100	100
国勢調査施行規則（昭55.4.15総理府令第21号）により定めているもの	様式数	1	1	1	1
	表記率(%)		100	100	100
上記以外に国が身分証の様式を示しているもの	様式数	4	4	4	4
	表記率(%)		100	100	100
地方公共団体が設置する統計調査員の身分証	様式数	31	31	29	29
	表記率(%)		100	94	94
地方公共団体が身分証の様式を定めているもの	様式数	18	18	17	16
	表記率(%)		100	94	89
国が身分証の様式を参考に示しているもの	様式数	13	13	12	13
	表記率(%)		100	92	100

(注) 当省の調査結果による。

表3-14 承認統計調査に係る調査員の身分証の様式の根拠及びその表記事項

8 承認統計調査に係る調査員の身分証の様式の根拠及びその表記事項は、次のとおりであり、指定統計調査における統計調査員の身分証とほぼ同様の傾向がみられる。

府省名	統計調査の名称	身分証の様式を定めている根拠	身分証の表記事項								
			本人確認事項			調査権限事項			適正管理事項		
			氏名	顔写真	生年月日	名称	調査名	申告義務等	管理番号	発行日	任命期間
厚生労働省	国民健康・栄養調査	健康増進法施行規則第4条第2項 別表第1	○	×	○	○	○	△	○	○	○
	雇用動向調査	雇用動向(上(下)半期)に用いる用品類の印刷等について(行政決裁)	○	×	×	○	○	×	○	○	○
	就労条件総合調査	「就労条件総合調査」調査用品の作成及び委託発送等について(行政決裁)	○	×	×	○	○	×	○	○	○
農林水産省	農業構造動態調査、内水面漁業生産統計調査、畜産統計調査、木材流通調査、水産物流通調査	農林水産統計に係る統計調査員等設置要領(平成14年4月1日付け13統計第1495号)別紙様式5号	○	○	×	○	×	×	○	○	○

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は表記、「×」は未表記を表す。

なお、承認統計調査は、法律上申告義務を課することができないものであり、申告義務等欄のうち、「△」は守秘義務及びそれに伴う罰則の規定が表記されているものを表す。

表 3-15 平成 17 年に実施された国勢調査における調査票詐取等の被害の発生状況

総務省統計局が、都道府県からの報告により、調査票を配布した 9 月 23 日から調査票回収期日（10 月 18 日）までの間に調査票詐取等被害件数を確認したものは、116 件となっている。

[調査票詐取の例]

- ・ 国勢調査員を装い、電話などにより世帯の個人情報を聞き出す。
- ・ 腕章や名札のようなものを付けて国勢調査員を装って世帯を訪問し、調査票を詐取。
- ・ 調査票の回収費用と偽って金銭を要求。

主な調査票詐取等の被害事例

発生日	都道府県	事件の概要
9 月 20 日	熊本県	【国勢調査を装って個人情報を聞き出す】 電話で「福岡からの国勢調査」と称し、住所や名前、職業などを聞かれるという事件が発生。
9 月 21 日	熊本県	【国勢調査を装って個人情報を聞き出す】 住宅に男 2 人が訪ねてきて用紙に世帯主や家族構成などの記入を求めたため、家の男性が「用紙の回収は 10 月ではないか」と問い返したところ、立ち去ったという。
9 月 30 日	愛知県	【国勢調査員装い書類回収】 「調査票の回収に来た」という男に住人の女性が書類を渡した。
9 月 30 日	京都府	【調査票詐欺】 国勢調査員と名乗る男が一人暮らしの高齢女性宅を訪れ、調査票を回収。翌日、本物の調査員が訪問し騙し取られたことが分かった。
10 月 1 日	大阪府	【ニセ者が調査票を騙し取る】 国勢調査の調査票を回収に来たとして国勢調査員を名乗る男が記入済みの調査票 1 通を騙し取る事件が発生。本物にはない写真と府章のようなマークが入った偽の調査員証を首から下げ、調査票回収用の封筒数枚入りの黒カバンを持参していた。正調査員が 1 日に回収予定だったこともあり、住人の男性は信用したらしい。
10 月 1 日	愛知県	【国勢調査員装い書類回収】 男が女性宅を訪問し、調査票を受け取って立ち去った。30 分後に本物の調査員が訪れ、女性が騙し取られたことに気付いた。男は身分を証明する書類などを提示しなかった。
10 月 3 日	福島県	【国勢調査員名乗り電話】 国勢調査の調査員と名乗った男から「調査票の回収に行く。」と福島市内の女性宅に電話があった。電話は途中で切れ、被害はなかった。県は「不審に思った場合は、市町村や県の担当者にお問い合わせほしい」と呼びかけている。

(注) 当省の調査結果による。

4 国が委嘱又は委託する相談員に係る身分証の表記事項の充実等

通 知 事 項	説明図表番号
<p>総務省、法務省及び厚生労働省では、国民から各種の相談等を受けるため、関係法令等に基づいて、所管大臣が民間人を相談員として委嘱又は委託し、全国に配置している。具体的には、総務省においては行政相談委員、法務省においては保護司及び人権擁護委員、厚生労働省においては民生委員・児童委員、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員である。</p>	表 4 - 1
<p>今回、3府省が設置する6相談員に係る身分証の発行状況及びその表記事項の実態を調査したところ、以下の状況がみられた。</p>	
<p>(1) 民生委員・児童委員以外の5相談員制度</p>	表 4 - 2
<p>民生委員・児童委員以外の5相談員に係る身分証（5様式）については、関係府省において身分証が発行されている状況にある。これらの身分証の表記事項は、身分証の名称、管理番号、氏名、生年月日、発行日、委嘱（託）期間、顔写真、職務内容の根拠及び発行者の9事項に整理される。このうち、発行者を除く8の表記事項について、その内容・表記目的別に整理すると、</p> <p>i) 氏名、顔写真及び生年月日は、本人確認事項として、</p> <p>ii) 名称及び職務内容の根拠は、相談員の職務内容に関する事項（以下「職務内容事項」という。）として、</p> <p>iii) 管理番号、発行日及び委嘱（託）期間は、適正管理事項として表記することとされていると考えられる。</p>	資料 3
<p>① 本人確認事項について</p> <p>本人確認事項である氏名、顔写真及び生年月日について、それぞれの表記状況をみると、氏名及び生年月日については5様式すべてにおいて表記することとされているが、顔写真については戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の身分証には表記することとされていない。</p>	

通 知 事 項	説明図表番号
<p>② 職務内容事項について</p> <p>職務内容事項である名称及び職務内容の根拠について、それぞれの表記状況をみると、名称については5様式すべてにおいて表記することとされているが、職務内容の根拠については、行政相談委員、保護司、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の身分証には表記することとされていない。</p> <p>③ 適正管理事項について</p> <p>適正管理事項である管理番号、発行日及び委嘱（託）期間について、それぞれの表記状況をみると、管理番号及び発行日については5様式すべてにおいて表記することとされているが、委嘱（託）期間については、行政相談委員、保護司及び人権擁護委員の身分証には表記することとされていない。</p> <p>これら相談員の職務は、相談者からの求めに応じ相談業務等を行うものであり、国等が行う立入検査や指定統計調査における実地調査のように公権力を行使する権限を有する業務ではないため、関係法律に身分証の携帯、提示義務が定められていないものの、更に国民が安心して相談等ができる環境を整備するためには、上述の表記事項について、一層の充実・改善を図っていくことが求められていると考えられる。</p>	
<p>(2) 民生委員・児童委員制度</p> <p>民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）により設置され、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第1項の規定により、児童委員に充てられたものとする。また、民生委員は、厚生労働大臣によって委嘱されるものの、その主たる職務は、相談・援助活動であり、立入調査権等の強い権限は認められていないため、法令上、身分証の携帯は義務付けられていない。このため、民生委員については、国において適切な相談・援助活動を行うに際し、民生委員の身分を明らかにするため、告示で定められた「民生委員及び児童委員のつける徽章」が配布されているものの、身分証は発行されていない。</p>	表4-2

通 知 事 項	説明図表番号
<p>一方、この民生委員の職務に関しては、他の相談員制度と異なり、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の長が指揮監督権限を有しており、また、民生委員に関する費用は、都道府県等が負担することとされている。</p>	
<p>このような中であって、今回、47 都道府県における民生委員の身分証の発行状況を調査したところ、半数以上の 25 都道府県において発行されており、身分証が発行されていない 22 都道府県の中には、民生委員の要望を受けて、今後発行が予定又は検討されているものが 3 都道府県みられる。</p>	表 4 - 3
<p>また、行政相談委員で民生委員を兼ねている委員のうち 95 人を抽出し、民生委員の身分証発行の必要性について調査したところ、身分証が発行されていない都道府県における委員 32 人のうち、「発行すべき」又は「できれば発行すべき」との意見を有している委員は 24 人（75%）である。</p>	表 4 - 4
<p>厚生労働省では、従来、民生委員の身分証の発行は地方公共団体の判断にゆだねているとしていたが、今回の当省による調査と並行して検討を進め、国民が安心して相談等を行うことができるようにするため、平成 18 年 2 月 28 日に開催した厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議の場において、各都道府県等に対し、氏名、顔写真、生年月日、名称、職務内容の根拠、管理番号、発行日及び委嘱期間を表記した民生委員の身分証の様式を示し、その作成について助言している。</p>	表 4 - 5
<p>したがって、関係府省は、国民が安心して相談等を行うことができる環境の整備を図る観点から、所管する相談員に係る身分証について、以下の改善を推進する必要がある。</p> <p>① 関係府省は、相談等の実施方法等の実態を踏まえ、民生委員を除く相談員の身分証の表記事項を充実させる方向での見直しをできるだけ速やかに、かつ、計画</p>	

通 知 事 項	説明図表番号
<p>的に行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(総務省、法務省、厚生労働省)</p> <p>② 厚生労働省は、民生委員の身分証の作成に関する助言に基づき、都道府県等において必要な対応が採られるよう、その状況の把握を適期適切に行うこと。</p>	

表 4 - 1 国が民間人を委嘱又は委託する相談員制度の概要

総務省、法務省及び厚生労働省では、国民から各種の相談等を受けるため、関係法令等に基づいて、所管大臣が民間人を相談員として委嘱又は委託し、全国に配置している。

具体的には、総務省においては行政相談委員、法務省においては保護司及び人権擁護委員、厚生労働省においては民生委員・児童委員、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員である。

府省名	相談員等の名称	委嘱（委託）権者			監督権限		活動経費の負担		参考 配置数（人） （概数）
			委嘱	委託	国	都道府県等	国	都道府県等	
総務省	行政相談委員	総務大臣	○		○		○		5,000
法務省	保護司	法務大臣	○		○		○		50,000
	人権擁護委員	法務大臣	○		○		○		14,000
厚生労働省	戦傷病者相談員	厚生労働大臣		○	○		○		900
	戦没者遺族相談員	厚生労働大臣		○	○		○		1,400
	民生委員・児童委員	厚生労働大臣	○ (注2)			○		○	217,000

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、都道府県等において担当区域を委嘱されることとなっている。  
 3 「○」は、該当する欄に付したものである。



表4-2 各種相談員の身分証の表記状況

3府省が設置する6相談員制度に係る身分証の発行状況及びその表記事項について調査した結果は、次のとおりである。

(1) 民生委員・児童委員制度を除く5制度について、本人確認事項、職務内容事項及び適正管理事項に係る8事項を調査したところ、「氏名」、「生年月日」、「名称」、「管理番号」、「発行日」の5事項については、すべて表記することとされている。

(2) 民生委員については、国において適切な相談・援助活動を行うに際し、その身分を明らかにするため、告示で定められた「民生委員及び児童委員のつける徽章」が配布されているものの、身分証は発行されていない。

府省名	相談員等の名称	身分証の内容							
		本人確認事項			職務内容事項		適正管理事項		
		氏名	顔写真	生年月日	名称	職務内容の根拠	管理番号	発行日	委嘱(託)期間
総務省	行政相談委員	○	○	○	○	×	○	○	×
法務省	保護司	○	○	○	○	×	○	○	×
	人権擁護委員	○	○	○	○	○	○	○	×
厚生労働省	戦傷病者相談員	○	×	○	○	×	○	○	○
	戦没者遺族相談員	○	×	○	○	×	○	○	○
	民生委員・児童委員	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「○」は表記、「×」は未表記、「—」は身分証未作成を表す。

表 4-3 都道府県における民生委員に係る身分証の発行状況

今回、47 都道府県における身分証の発行状況を調査したところ、半数以上の 25 都道府県において発行されており、身分証が発行されていない 22 都道府県の中には、民生委員の要望を受けて、今後発行が予定又は検討されているものが 3 都道府県みられる。

(単位：都道府県、%)

調査項目 調査対象	身分証の発行状況								
	発行済	未発行	発行していない理由						計
			法令で発行の義務付けなし	地域住民に十分知られている	国が発行すべき	民生委員手帳や徽章を携帯している	その他	特に理由なし	
47都道府県	25	22	8	5	4	2	2	3	24
	[1]	<3>							
			(33)	(21)	(17)	(8)	(8)	(13)	(100)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「発行済」欄の[ ]書きは、県として統一的に発行しているものではなく、市町村の民生委員協議会が、全国社会福祉協議会発行の民生委員手帳の身分証明書欄に県の証明を希望した場合に、県名・県印を印刷している数(内数)である。  
 3 「未発行」欄の< >書きは、発行予定又は発行を検討している数(内数)である。  
 4 「発行していない理由」欄の「計」欄については、複数の理由を挙げた都道府県があるため、「未発行」欄の数値と一致しない。  
 5 ( ) は、構成比である。

○ 身分証を発行している都道府県 (25)

北海道、青森県、山形県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、岐阜県、静岡県、三重県、(福井県)、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県

( )書きは、上記(注)2により発行している都道府県

○ 身分証を発行していない都道府県 (22)

うち、今後、身分証を発行予定又は発行を検討している都道府県 (3)

石川県(発行予定)、香川県、大分県(発行を検討)

表4-4 民生委員の身分証発行に関する意見等

今回、行政相談委員で民生委員を兼ねている委員のうち95人を抽出し、民生委員の身分証発行の必要性について調査したところ、身分証が発行されていない都道府県における委員32人のうち、「発行すべき」又は「できれば発行すべき」との意見を有している委員は24人（75%）である。

（単位：人、%）

調査項目 調査対象	身分証の発行状況							
	発行されている	発行されていない	今後の発行に対する考え方				発行する必要なし	不明
			発行した方がよい			計		
			発行すべき	できれば発行すべき				
95委員	63	32	10	14	24	6	2	
		(100)			(75)	(19)	(6)	
内訳	(都市部)							
	54委員	38	16	7	6	13	1	
			(100)			(81)	(13)	(6)
	(郡部)							
41委員	25	16	3	8	11	4	1	
		(100)			(69)	(25)	(6)	

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( )は構成比である。

○身分証が発行されている場合において、その提示を求められる場面の例

- ・生活援助等を必要とする者を訪問する時
- ・福祉事務所等の関係行政機関を訪問する時
- ・新しく転居してきた住民を訪問する時
- ・都市部の地域住民との交流が少ないマンション等の住民を訪問する時
- ・高齢者世帯から悪質訪問販売員等の対応を依頼された時
- ・ひとり暮らし高齢世帯調査で訪問する時

○身分証が発行されていないことによる具体的な支障例

区分	市町村名	支障の例
都市部	A府B市	担当地区が府営団地のため他地区からの入居者が多く、初対面の家を訪問した際に、職歴等を聞かれるなど時間がかかった。
	C県D市	具体的な支障が生じた訳ではないが、職務遂行時には、氏名及び電話番号を記載したものを携帯している。
郡部	E県F町	生活援助等を必要とする者を訪問した際、不審に思われ職務を遂行できなかった。
	G県H町	改選等で新任された委員は、住民との信頼関係が希薄であり、例えば、訪問物品販売員等と間違われ警戒される場合があるなど、職務の遂行に支障を来したことがある。

(注) 当省の調査結果による。

表 4-5 厚生労働省が示した民生委員の身分証の様式例

厚生労働省が、平成 18 年 2 月 28 日に開催した厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議の場において、各都道府県等に対し示した民生委員の身分証の様式例は、次のとおりである。

1 区域担当民生委員・児童委員証（表面）

第 号	民生委員・児童委員証明書
写 真	所属 氏名 生年月日 上記の者は、民生委員法及び児童福祉法第 16 条に規定する民生委員・児童委員であることを証明します。
	平成 年 月 日公布 (有効期限 平成 年 月 日) ○○県知事(市長) ×× ×× <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

2 主任児童委員証（表面）

第 号	民生委員・児童委員証明書（主任児童委員）
写 真	所属 氏名 生年月日 上記の者は、民生委員法及び児童福祉法第 16 条に規定する民生委員・児童委員(主任児童委員)であることを証明します。
	平成 年 月 日公布 (有効期限 平成 年 月 日) ○○県知事(市長) ×× ×× <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

1、2 共通（裏面）

注 意 事 項
1 民生委員・児童委員活動にあたり、必要な際に民生委員・児童委員であることを証明するものとして使用すること。 2 民生委員・児童委員として活動中は常に携帯すること。 3 他人への貸与もしくは譲渡又は記載事項の改ざんをしないこと。 4 紛失したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに○○県知事(市長)に届出、再交付をうけること。 5 退任等により民生委員・児童委員でなくなったときは、遅滞なく○○県知事(市長)に返納すること。

(注) 厚生労働省の資料による。

























## 2 国が行う統計調査に係る統計調査員の身分証等の表記事項の整理表

### (1) 実地調査証

		実地調査証の表記事項								
		本人確認事項			調査権限事項			適正管理事項		
		氏名	顔写真	生年月日	名称	調査名	根拠法令	管理番号	発行日	任命期間
実地調査証	1	統計法施行令（昭和24年5月31日政令第130号）別記様式								
		○	×	×	○	○	○	○	○	○

### (2) 指定統計調査に係る統計調査員の身分証

		身分証の表記事項									
		本人確認事項			調査権限事項			適正管理事項			
		氏名	顔写真	生年月日	名称	調査名	申告義務	管理番号	発行日	任命期間	
国が設置する統計調査員の身分証	1	国勢調査施行規則（昭和55年4月15日総理府令第21号）別紙様式第3号									
	2	貸金構造基本統計									
	3	農林水産統計に係る統計調査員等設置要領（平成14年4月1日付け13統計第1495号）別紙様式5号									
	4	生産動態統計調査等の調査の手引（産業政策局調査統計部鉱工業動態統計室）									
	5	「自動車輸送統計調査員証の交付について」平成11年2月通達									
		表記数	5	1	0	5	4	2	5	5	
		表記率	100%	20%	0%	100%	80%	40%	100%	100%	
国が身分証の様式を参考しているもの	6	平成15年住宅・土地統計調査地方事務要領 別紙1 様式例（総務省統計局）									
	7	家計調査事務要領 付録10 参考様式（総務省統計局）									
	8	平成16年全国消費実態調査都道府県事務要領 付1 調査員証様式例（総務省統計局）									
	9	毎月勤労統計調査手引IV-2 -5]-ロ 様式（参考）（厚生労働省大臣官房統計情報部）									
	10	厚生労働省医政局経済課長通知（医政経発第0609001、平成16年6月9日）別記様式（参考）									
	11	国民生活基礎調査地方機関事務要領 付 調査関係書類の様式									
	12	2005年農林業センサス統計調査員設置要領（農林水産省大臣官房統計部）様式6号									
	13	2003年漁業センサス統計調査員設置要領（平成15年5月農林水産省大臣官房統計部長通知）参考2									
	14	平成16年工業統計調査事務処理要領（経済産業省経済産業政策局調査統計部）様式									
	15	生産動態統計調査等の調査の手引（産業政策局調査統計部鉱工業動態統計室）（再掲）									
	16	平成14年商業統計調査 事務処理要領商業調査審査要領（経済産業省経済産業政策局調査統計部）様式2									
	17	平成17年度商業統計調査事務処理要領（経済産業省産業政策局調査統計部）第13									
	18	特定サービス産業実態調査の手引き事務処理事項1（3）様式1（経済産業省経済政策局調査統計部）									
			表記数	13	1	0	13	13	6	13	12
			表記率	100%	8%	0%	100%	100%	46%	100%	92%
	地方公共団体が設置する統計調査員の身分証	19	統計調査指導員証・統計調査員証発行等に係る事務取扱要領第3条、別記第2号様式（A県）								
		20	統計調査指導員証・統計調査員証発行等に係る事務取扱要領第3条、別記第2号様式 顔写真あり（A県）								
		21	統計調査指導員証・統計調査員証発行等に係る事務取扱要領第3条、別記第2号様式 顔写真あり・任命期間なし（A県）								
22		統計調査指導員証・統計調査員証発行等に係る事務取扱要領第3条、別記第2号様式 任命期間なし（A県）									
23		統計調査員の任免手続きに関する内規（平成15年11月11日県統計課内申し合わせ）（B県）									
24		統計調査員の任免手続きに関する内規（平成15年11月11日県統計課内申し合わせ）申告義務の根拠等あり（B県）									
25		「平成16年度家計調査・小売物価統計調査の指導員及び調査員の委嘱について」（平成16年3月29日付け県統計課長決裁）（B県）									
26		C県統計調査員取扱要綱（C県）									
27		C県農事工業生産動態統計調査員証要領（C県）									
28		県直統制調査員の任免に関する取扱要領（D県）									
29		県直統制調査員の任免に関する取扱要領 生年月日あり（D県）									
30		行政決裁（E県）									
31		行政決裁 申告義務の根拠等あり（F県）									
32	行政決裁（F県）										
33	「G県統計調査員設置要綱」（平成13年6月1日施行）（G県）										
34	調査員証の印刷決裁伺いと併せて身分証の様式も課長決裁（H県）										
35	調査員証の印刷決裁伺いと併せて身分証の様式も課長決裁 顔写真あり（H県）										
36	統計調査員の発令に関する事務取扱要綱（内規）〔平成13年9月27日 企画開発部長決定〕（I県）										
		表記数	18	5	1	18	18	6	18	17	
		表記率	100%	28%	6%	100%	100%	33%	100%	94%	
合計		表記数総計	36	7	1	36	35	14	36	34	
		表記率総計	100%	19%	3%	100%	97%	39%	100%	94%	



(3) 承認統計調査に係る調査員の身分証

府省名	統計調査の名称	身分証の様式を定めている根拠	身分証の表記事項								
			本人確認事項			調査権限事項			適正管理事項		
			氏名	顔写真	生年月日	名称	調査名	申告義務等	管理番号	発行日	任命期間
厚生労働省	国民健康・栄養調査	健康増進法施行規則第4条第2項 別表第1	○	×	○	○	○	△	○	○	○
	雇用動向調査	雇用動向(上(下)半期)に用いる用品類の印刷等について(行政決裁)	○	×	×	○	○	×	○	○	○
	就労条件総合調査	「就労条件総合調査」調査用品の作成及び委託発送等について(行政決裁)	○	×	×	○	○	×	○	○	○
農林水産省	農業構造動態調査、内水面漁業生産統計調査、畜産統計調査、木材流通調査、水産物流通調査	農林水産統計に係る統計調査員等設置要領(平成14年4月1日付け13統計第1495号)別紙様式5号	○	○	×	○	×	×	○	○	○

- (注) 1 「○」は表記、「×」は未表記、申告義務等欄の「△」は承認統計調査には法律上申告義務を課することはできないが、守秘義務及びそれに伴う罰則の規定が表記されているものを表す。
- 2 実地調査証及び指定統計調査に係る統計調査員の身分証については、平成18年2月1日現在の状況。承認統計調査については、平成15年に実施された承認統計調査のうち、調査員を用いて調査しているものを抽出し、当該調査における平成18年2月1日現在の状況を示す。

### 3 国が委嘱又は委託する相談員に係る身分証の表記事項の整理表

府省名	相談員等の名称	身分証の内容							
		本人確認事項			職務内容事項		適正管理事項		
		氏名	顔写真	生年月日	名称	職務内容 の根拠	管理番号	発行日	委嘱(託) 期間
総務省	行政相談委員	○	○	○	○	×	○	○	×
法務省	保護司	○	○	○	○	×	○	○	×
	人権擁護委員	○	○	○	○	○	○	○	×
厚生労働省	戦傷病者相談員	○	×	○	○	×	○	○	○
	戦没者遺族相談員	○	×	○	○	×	○	○	○
	民生委員・児童委員	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 「○」は表記、「×」は未表記、「—」は身分証未作成を表す。  
 2 平成18年2月1日現在の状況を示す。